

令和2年度子育て世代への臨時特別給付金について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世代の生活を支援する取り組みのひとつとして、児童手当を受給する世帯に対する臨時特別給付金を支給します。

支給対象者

令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当の受給者

※ただし、所得制限限度額以上のため、特例給付として児童一人につき月額5千円の支給を受けている受給者は支給対象外となります。

対象児童

平成16年4月2日から令和2年3月31日生まれの児童

支給額

対象児童一人につき1万円

支給日

令和2年6月12日

支給方法

原則、児童手当の指定口座に振り込みします。

手続き

- ・公務員以外の支給対象者の方は、申請手続きは不要です。支給対象者には5月中旬頃から案内通知を郵送いたします。
- ・対象者でお知らせが届かない場合はお問い合わせください。受給を希望しない場合は、受給拒否の届出が必要です。
- ・公務員の方は、勤務先から申請書が配布されますので、支給対象者であることの証明を受けたうえで、本人が居住している市町村に申請してください。公務員の申請期間は、6月1日（月）から9月30日（水）までです。

詐欺にご注意ください！

ご自宅や職場に由布市から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに由布市の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。

お問い合わせ

子育て支援課

住所：〒879-5498 由布市庄内町柿原 302 番地

TEL：097-582-1262

FAX：097-582-1343